

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 剣道交流大会売店設置要項

1 目的

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 剣道交流大会（以下、「交流大会」という）の開催にあたり、全国から集まる選手・役員等をおもてなしの心で温かく歓迎するため、大会会場に出店する売店の設置、運営等に関し必要な事項を定める

2 出店の申請及び申込期間

出店の申請は「出店申込書」により行い、申込期間は、令和8年6月末日までとするただし、申込状況に応じて申込期間を延長することができるものとする

3 設置場所、期間及び出店数

売店を設置する場所、設置日、開設時間及び出店数（店舗数）は、最大で次のとおりとするただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする

設置場所	設置日	開設時間	店舗数
行田市総合体育館 (行田グリーンアリーナ) 正面玄関前付近	令和8年11月8日(日)	9:00~17:00	12
	令和8年11月9日(月)	9:00~13:00	12

4 出店者の負担

売店等の出店料は、無料とするただし、運営に要する経費及び市実行委員会が設置する設備以外で必要となるものにかかる経費は、出店者の負担とする

5 売店等の規模及び設置備品

売店者等の出店数、出店位置は市実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり20㎡（2間×3間のテント1張）程度とするなお、市実行委員会において次の備品等を用意する

品名	規格	数量
テント	3,600mm×5,400mm	1張
長机	450mm×1,800mm	4台
椅子	パイプ椅子	6脚

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする

(1) スポーツ用品

(2) ねんりんピック関連グッズ

ねんりんピック標章、ねんりんピック彩の国さいたま 2026 ロゴマーク又は大会マスコット「コバトン&さいたまっち」を利用した商品で、権利者に利用許諾を得ているもの

(3) 観光物産品

(4) 飲食物

ア製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下、「営業許可施設」という）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ現場調理品

売店において調理する食品は、簡素な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを搬入して、提供直前に加熱処理を行う程度のもの

(5) 宅配便等参加者の利便を図るもの

(6) その他、市実行委員会が必要又は適当と認めたもの

7 出店者の選定

市実行委員会は、売店の設置目的、来場者のニーズ、競技の特性、郷土品のPR等を考慮のうえ適当であると認めた者のうち、地元の事業者、団体等を優先して、出店者として選定し、申請者多数の場合は、抽選による方法も併用する

8 遵守事項

出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない

(1) 食品衛生法の許可を要する営業にあつては、その許可証等を店頭に掲示すること

(2) 食品関係売店は、食品衛生関係法令等の基準に従い、適切な陳列及び保管に努め、容器包装等による汚染防止及び直射日光を避ける等、食中毒防止のため必要な措置を講じること

(3) 販売品等の搬入、陳列、搬出及び販売は、必ず指定された時間内に行う

(4) 販売等の搬入及び搬出に使用する車両は、指定された場所に駐車すること

(5) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること

(6) 売店及びその周辺の清掃は、各出店者の責任のもとに行い、その日に発生したごみはその日のうちに各自で搬出処分し、環境美化に努めること

(7) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切丁寧な対応を心がけること

(8) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命

令等の指示を出した場合は、その指示に従うこと

(9) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会の指示に従うこと

9 禁止事項

売店等において、次に定める事項を禁止する

- (1) 第三者に対し、出店者の権利を譲渡し、若しくは転貸し又は売店の管理運営を委託すること
- (2) 商品を不当な価格で販売すること
- (3) 指定された場所以外において、立ち売り及び呼び込み販売若しくは飲食物の調理・加工を行うこと
- (4) アルコール飲料及び許可された品目以外の商品を販売することただし、市実行委員会が特産品として認めた場合を除く
- (5) 拡声器又は音響機器類を使用すること
- (6) 売店用に設置されたもの以外の会場の附帯設備（電源等）を使用することただし、市実行委員会が特に認めた場合を除く
- (7) 火気を使用することただし、市実行委員会が特に認めた場合を除く
- (8) その他、大会の運営に支障をきたすような行為をすること

10 出店の停止

市実行委員会は、出店者が関係法令等及び本要項に違反したと認めるときは、出店を停止することができるなお、出店の停止により出店者に損害等が生じることがあっても、市実行委員会はその責を負わない

11 事故等の処理

売店等において事故等が発生したときは、出店者は、直ちに市実行委員会及び関係機関に報告し、その指示に従い処理に当たらなければならない

12 現状回復

出店者は、大会終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、現状に復さなければならない

13 損害賠償

出店者の故意又は過失により、会場内の施設、他の出店者又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負うものとする

14 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初見込む収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む）や感染症等、市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない

15 疑義の協議

この要項に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、市実行委員会と出店者が協議のうえ信義誠実に対応するものとする

16 その他

この要項に定めるもののほか、出店する売店の設置、運営等に必要な事項は、市実行委員会が別に定める